

太田市救急医療施設施設整備及び設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、病院の施設整備及び設備整備をし、もって、市民の救急医療の確保を図るため、群馬県救急医療施設施設整備及び設備整備費補助金を活用し、予算の範囲内において太田市救急医療施設施設整備及び設備整備費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、太田市補助金等に関する規則(平成17年太田市規則第76号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金は、SUBARU健康保険組合太田記念病院、医療法人島門会本島総合病院、医療法人三省会堀江病院、医療法人財団明理会イムス太田中央総合病院、医療法人慶仁会城山病院及び医療法人宏愛会宏愛会第一病院(以下これらを「病院群輪番制病院」という。)に交付するものとする。

(交付対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、病院群輪番制病院の開設者が行う市民の救急医療の確保を図ることを目的とする病院の施設整備費及び設備整備費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表の基準額又は対象経費の実支出額のいずれか低い額を選定し、この額又は総事業費から寄附金その他収入額を控除して得た額のいずれか低い額に4分の3を乗じて得た額以内の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

区分	基準額	対象経費
施設整備	239,600円に150平方メートルの基準面積を乗じて得た額	病院群輪番制病院として必要な各部門(診察室、処置室、手術室、薬剤室、X線室、検査室、待合室、仮眠室、病室(救急医療専用病室)、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等)の新築、増改築又は改修(改修にあっては、総事業費が1億円以上のものに限る。)に要する工事費又は工事請負費
設備整備	1 施設当たり、次の(1)から(3)までの規定より算出された額の合計額 (1) 医療機器((2)及び(3)に掲げるものを除く。) 22,000,000円 (2) 心臓病専用医療機器 6,285,000円 (3) 脳卒中専用医療機器 6,285,000円	病院群輪番制病院の必要な救急医療機器の購入費(1品につき100,000円以上のもの)

(書類の整備等)

第5条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市救急医療施設整備及び施設整備費補助金交付要綱（平成13年3月26日太田市制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付を受けた者については、第5条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年2月29日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年３月３１日から施行する。